

第1回（仮称）町田市手話言語条例検討部会 議事整理（案）

第1回検討部会において各委員から発言のあった内容について、4つの議題ごとに整理いたしましたので、下記のとおり報告いたします。

1 手話言語条例について（越智部会長 講演）

越智部会長から「手話言語の法制化について」という資料を通じて、手話言語条例の検討に向けて、委員全員で共通認識を持つべき知識について講演いただきました。

本議事（講演）において、委員から出た意見は下記のとおりです。

【委員意見】

- いつか手話がもっともっと広まれば、手話でコミュニケーションができない今の状況がなくなってくるのではないかと考えています。みんなスマートフォンを持っているので、手話が見えるオンライン会議もできるし、病院に行ったらデジタルサービスなどで遠隔手話もあればいいなと思っている。そういう風に手話を使用しやすい環境が広まっていけばいいなと思います。
- ろう者が手話を学ぶ場合、日本手話をベースにして母語をしっかり獲得して、次に、日本語を獲得するために対応手話も身につける。その両方を使いこなせるのが理想なのではないかと思っています。
- 中途失聴者の場合は、日本語を先に身につけているので、コミュニケーションの手段として日本語対応手話を学んでいる。その後、必要があれば日本手話も覚えたほうがいいのではないかと考えています。
- 手話にも日本語のような方言があります。昔は、自分の地域以外の手話を見る機会がありませんでした。そのため標準手話がなかなか進まなかつたんですが、全日本ろうあ連盟が標準化を少しずつ進めてきました。また、今ではテレビでも話を放送する機会が増えて、手話の標準化が進んできているという状況があります。
- 手話には「日本語対応手話」と「日本手話」の2種類があると文部科学省が出した時に、全日本ろうあ連盟から「そういう区分けの仕方はよくないんだ。どういう形であっても手話は手話だ」という意見が出されて、文部科学省が訂正した経過があります。手話言語条例の中で、日本語対応手話と日本手話をどのように捉えていくのか、よく考えていかないと感じました。
- 手話の普及について考えていきたいと思っています。手話サークルで小学校に福祉体験講座を行っていますが、手話の普及を考えたときに、例えば、教育委員会とタイアップしながら、すべての小学校の福祉体験教室のお手伝いに行くことができたらいいなと思っています。そのためには、財政面の支援も含めて、行政の協力がないと普及させるのは中々難しいのではないかと思っています。

2 検討部会における主な検討事項（案）について

（仮称）町田市手話言語条例を具体化するうえでの主な検討事項について、事務局から「①前文・目的・基本理念」「②市の責務」「③市民の役割」「④施策」の4項目を提案し、了承いただきました。本議事において、委員から出た意見は次頁のとおりです。

(委員意見)

○市の施策の議論では、手話を広めるために手話サークルだけでなく、手話講習会の議論もすることができますか。

(事務局回答)

○条文を検討する際の検討事項である「市の施策」の議論をする際に、検討材料として提案させていただきたいと考えています。

3 検討部会の検討スケジュール（案）について

(仮称) 町田市手話言語条例を具体化の検討スケジュールについて、2025 年度から 2027 年度にかけて検討することを提案し、了承いただきました。本議事において、委員から出た意見は下記のとおりです。

(委員意見)

○2026 年度のスケジュールの中で懇談会があります。この懇談会について、検討部会の委員はどのような関わり方をしていくのでしょうか。

(事務局回答)

○懇談会は、検討部会委員以外の当事者の方々のご意見も聞く場であり、より多くの方々と共に認識をもつために、手話言語条例の学習会も併せて行いたいと考えています。共通認識をもつために、検討部会の委員の皆様にもご参加いただきたいと考えています。

4 アンケート調査の実施及び学習会兼懇談会の開催について

手話言語条例の具体的な検討に向けて、アンケート調査の実施及び学習会兼懇談会の開催について、事務局から提案し、了承いただきました。

本議事において、各委員から出た意見は下記のとおりです。

(委員意見)

○アンケートは非常に大切だと思っています。障がい者差別解消条例を町田市で定めて、合理的配慮について学び合ってみましょうということを商工会議所で今でも行っているんですけれども、そこに興味を持って参加していただいている企業の皆様は、やはり条例づくりのときにアンケートに協力してくれた企業が多いです。

「手話言語条例はつくってからが大切」ということを視野に入れて条例づくりをする点でも、アンケートを取って「一緒にこれをつくったんだ」という当事者意識を持つ人たちを一人でも多くつくってもらえればという思いがあります。

○今回の調査内容、それから対象者を見たときに、実際に市民生活をしていく上で手話の必要性だったりコミュニケーション上の壁だったりというところに焦点が当たっているのかなと思うんですけれども、教育に関する部分も含まれてくると思うので、そういう辺りをこのアンケートや懇談会でどのように取り上げていけるのか考えていきたいと思います。

○何点か質問をします。調査対象が「手話を必要とする聴覚障がい者」であるということですが、手話を使わない・手話がわからない聴覚障がい者も含まれるのでしょうか。ま

た、対象者には子どもも含まれるのか、町田市在勤・在学の方も含まれるのか、職員対象のアンケートにはろう者の職員も含まれるのか教えてください。

(事務局回答)

○手話言語条例の検討になりますので、この調査では手話を使用している方の意識を聞きたいと思っております。今回提案した案では、手話通訳利用者には郵送で調査のご案内を送付する予定で、手話通訳利用者以外の手話を使用している方に対しては、子どもも含め、皆様の団体やサークルを通じて呼びかけをさせていただきたいと考えております。また、今回の調査は、町田市民を調査対象とします。職員対象のアンケートは、すべての職員が対象となりますので、ろう者の職員も対象となります。

(委員意見)

○手話通訳利用者には、紙で郵送するということでしたが、文章が苦手なろう者もいます。その辺りは、どのように対応されるのでしょうか。

(事務局回答)

○まさにそのような方に懇談会にご参加いただきたいと考えております。日本語では答えにくい、分からぬ方はおられます。懇談会参加のご案内だけは、お手紙でお送りすることになりますけれども、懇談会の中でぜひ手話で意見を表明いただきたいと考えております。

(委員意見)

○手話を使用していない方を省かない方がよいと考えています。次の会議で話し合うことはできますか。

(事務局回答)

○了解しました。ご意見を踏まえて、第2回検討部会において調査対象者を改めて提案させていただきたいと思います。